

平成 23 年度 第 3 回 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会議事要旨

- 1 日 時 平成 24 年 2 月 21 日 (火) 13 時 00 分から 15 時 00 分まで
- 2 場 所 主婦会館プラザエフ 9 階 スズラン
- 3 部会員 関澤部会長、辻本部会員、佐野部会員、次郎丸部会員、野竹部会員、須川部会員、山田部会員、今井様 (篠原部会員代理)、丸山部会員、下村部会員、芳賀部会員、佐々木部会員、杉田部会員、岩佐部会員、鈴木部会員、吉村部会員、城戸部会員
中村副参事 (柏木部会員代理)
- 4 事務局 椎名国際規格対策官、守谷設備専門官、大嶋違反処理対策官、村瀬企画調整係長、鍋島事務官、吉川事務官、亀山事務官、岡本事務官、伊藤事務官

5 配付資料

<資料>

- 資料 3-1 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会
(平成 23 年度第 2 回) 議事要旨
- 資料 3-2① 大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について
(概要)
- 資料 3-2② 大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について
(報告案)
- 資料 3-3① 東日本大震災時における建築物等の防災管理・自衛消防組織に係る運用実態について (概要)
- 資料 3-3② 東日本大震災時における建築物等の防災管理・自衛消防組織に係る運用実態について (報告案)

6 議事概要

(1) 前回の議事要旨の確認

- ・資料 3-1 「大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会 (平成 23 年度第 2 回) 議事要旨」に基づき、事務局から説明がなされ、気付いた点については、2 月 28 日までに事務局あてに連絡することです承された。

(2) 「大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会」報告 (案) について

ア 大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について (報告) について

- ・資料 3-2① 「大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について (概要)」及び資料 3-2② 「大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災

安全対策の確保について（報告案）」について事務局から説明がなされた。

イ 東日本大震災時における建築物等の防災管理・自衛消防組織に係る運用実態について（報告） について

- ・資料3-3①「東日本大震災時における建築物等の防災管理・自衛消防組織に係る運用実態について（概要）」及び資料3-3②「東日本大震災時における建築物等の防災管理・自衛消防組織に係る運用実態について（報告案）」について事務局から説明がなされた。

8 質疑等 ○部会員 ◆事務局

資料3-2①及び資料3-2②について

- 「防災センターに近接して防犯警備（I T Vモニター等）や中央管理室機能があることが望ましい」という表現になっているが、最近の建物には、防災センターの中に中央管理室機能が入っており、また防犯システムとI T Vモニター等も一緒に入っていて、警備本部として機能しているのが実態だと思う。第1回目の検討部会で、防災センターのレイアウトで非常にやりづらいレイアウトがあり、いざ火災が発生したときに自衛消防組織が機能するかを指摘したわけだが、防災センターには、防犯警備や中央管理室機能は一体化してあるべきで、特に防災盤と防犯（システム）は近くにないと機能しないと思うので、この辺りは明記したほうが良いと思う。
- ◆ まとめの部分を、法的な義務がない関係上、「望ましい」という表現にしたが、もう少し強めの表現にしたい。
- 「規制の適用単位の基本的な考え方」の部分において、他の施設との連絡部で、その部分の避難を想定するという点に関して、「想定外の事象が発生したことをかんがみると、あらかじめ地下街や地下鉄等の接続部を活用した避難を想定しておくことも有効である」と書かれている。これについて、検討が「有効である」という点はよいが、基本的な防災計画では、建物ごとに避難を完結するのが前提であるので、この前提を確保した計画とした上で、その計画を超えた想定外対応への検討という事が分かるように、明確にしていただければと思う。
- ◆ 指摘を踏まえ、前置きを追加したいと思う。
- 非常用エレベーター、消防隊進入経路、特別避難階段等消防活動上必要な施設の配置の部分に「事前協議については火災予防条例等で規定しない限りは行政指導という範疇になるが、消防機関としては可能な限り事前協議を行い、非常用エレベーターに係る指導を行ったほうが有効ではないかと考えられる」と書いているが、承知のとおり火災予防条例の中にも事前協議することを関係者等に義務付けているようなことは書いていないにもかかわらず、「消防機関として指導を行ったほうが有効では

ないか」と言われると、消防機関としてはどうすればいいのかという話になる。そもそも消防は、事前協議を拒んでいるわけでもなく、逆に非常用エレベーターの配置等については事前協議するよう、言われるまでもなく今でも指導している。事前協議が必要とするのであれば、消防庁のほうで火災予防条例（例）を一部改正するなどして義務化する必要があるのではないか。この辺はご一考していただければと思う。もう1つは事前協議をしたとしても、非常用エレベーターについては、建築基準法の中で有効な間隔を保って配置することと言っているだけで、その「有効な間隔」とはどのようなものなのかが明確でない。したがって、事前協議の際に、こういう配置にしてくださいと指導しても、その根拠が明確でないため、間隔を設けない配置のまま設計してくる事例が少なくなく、結局は事前協議しても意味がないことになっている。もし非常用エレベーターの配置についてまとめとして書くのであれば、その「有効な間隔」についての明確化を図る必要がある旨を明記して欲しい。

◆ この件に関しては、持ち帰って国土交通省と相談したい。

○ 設計者としても、事前協議の際には、防災センターの位置だけでなく、非常用エレベーターの位置も含めて、協議をしなければならないということがわかれば、その準備をして臨むと思うので、協議の項目としての意識づけみたいなことも盛り込んでいただければと思う。

今回の事例の中で、おおむね事前協議でどのくらい、どういったタイミングで計画が決まってきたのかというようなことも、ヒアリングで聞いていれば、その辺をもう少し強調すると良いのではないかな。

概要版に優良事例としてターミナル駅ビルの平面図があるが、防災センターと消防車両停車位置の経路に加え、防災センターから非常用エレベーターの経路も緑色の矢印をつけて非常に近い位置に配置されていることをアピールすれば、これを見た設計者も、参考になり理解し易いと思う。

◆ ご意見の3点を反映させたい。

○ 非常用エレベーターと配置につけ加えて、特別避難階段と附室とを共用できる位置を心がけるべきであるというような文言も追記して欲しい。

◆ まとめて記述に盛り込みたい。

○ 非常用エレベーターの配置については、有効に活用したいという意見もあり、今後、消防庁が国土交通省に対して非常用エレベーターの配置についても事前に相談するシステムを構築して欲しいという要望の手がかりになると思うので、これについては明記した方が良いと思う。

資料3-3①及び資料3-3②について

- オフィス家具等の転倒防止について、「転倒防止の措置をしていたらどうだったのか」ということについてデータを出せるのであれば出していただきたい。
- ◆ 今回の調査では被害が「あった」、「なかった」しか聞いておらず、どの程度の被害があったかまでは踏み込んでいない。そのため、比較できる結果が得られなかったこともあり記載していない。結果については、グラフだけでなく、注記もしながら掲載する方向で考えたい。

- 非常食について、アレルギー等の問題はなかったか。
- ◆ 今回のヒアリングの中では、そのような話はなかった。

- 消防用設備等の被害状況について、例えばスプリンクラー設備であればスプリンクラー設備だけを抽出して、震度6強以上、震度6弱、震度5強以下で母数に比べて被害率がどのくらいあったかという情報を示していただくと大変参考になるのではないか。
- ◆ 震度区分ごとに分析してみる。

- 「防災管理者・自衛消防隊長不在時の対応に関すること」について、自衛消防組織という名称と自衛消防隊あるいは統括管理者隊長の言葉の使い方に何か見解あるか。
- ◆ 防災管理については「自衛消防組織」と表記を使っており、それ以外は「自衛消防の組織」と表記しているが、表現については精査したい。
- 「災害対応訓練に関すること」について、訓練の目的を参加者全員で共有するということで、参加者のレベルによって、例えば防火管理者のレベルであれば伝わる情報も在館者全員となればなかなか伝わりにくい。こういった場面で、いかにして多くの人に情報を伝えるかを考えると、情報を単純化することが非常に重要かと考える。これはすでに実証されているので、文言の中に入れて欲しい。
- ◆ その旨付け加えたい。

- 「食料・防災資器材の備蓄に関すること」について、「津波災害の影響を受けないような場所、例として2階以上に保管しておくことが重要」とあるが、なぜ2階以上ならばいいのか。
- ◆ 例示として記載しているが、誤解を招きかねないので2階という表記はしないこととしたい。

- 最後のまとめのところを、もう少し整理して書いていただくと分かり易い。報告書の中では、消防計画やマニュアルにおいて書き漏らしていた項目があるようなので、そういうところが整理されると今後の実効性のある消防計画につながると思う。

- ◆ 消防計画の見直しに関する記載や得られた教訓については、それぞれの項目のところに記載させていただいている。
- 「災害時の通信体制に関すること」、「インフラ等の機能不全への対応に関すること」について、アンケートとヒアリングの報告からだけで言えること言えないことがあると思うが、もう少し手厚く具体的に書いてもいいのでは。例えば、携帯のワンセグテレビとか役に立ったとか、インフラ等の特に長時間停電に対する対策であるとかを一般的なことを含めて具体的に記述してはいかがか。
- ◆ その部分について、ヒアリングで得たものを少し膨らませて記載したい。
- この報告書は、東日本大震災で起きたことに対して、建物でやれることをすべて書くものなのか、今回のヒアリング結果から分かることだけを書くのか。
- ◆ 調査から分かったこととしたい。ヒアリングで分かったことについては、膨らまして書きたいと思う。

全体を通しての質疑について

- ◆ 震災の報告書については、消防本部に配付するとともに、ホームページでも公開したいと思っており、消防本部において開催する各種研修会の資料の中にもこの内容を盛り込んでいただき、教訓を生かしていく形で考えている。
- アンケート、ヒアリングの結果と時系列についても公開するということか。
- ◆ 報告書全文の公開を考えている。
- 消防用設備の震度別のデータについても、特によりしくお願いする。
- ◆ 今回の指摘を反映した上で公開させていただく。
- 「大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について」で、「失敗してもよいので、想定外訓練を取り入れたいと考えている意見があった」というところで、「想定外」という言葉が2回出てくるが、想定外というのはどう判断して想定外という言葉が出てくるのかがよくわからない。
- 指摘の「想定外」は、むしろ扱わないほうがいいのでは。前段の想定外と後段の想定外は、意味が同じようでもあるが、分かりにくいので、教訓で得られたことを想定してやりなさいというくらいのほうがいいのではないか。

- ◆ 誤解を招く表現でもあるので、修正したい。

- 非常用エレベーターに関する扱いについて、先進的な事例として、非常用エレベーターを活用した避難を実際に計画している事業者もある。また、消防機関の意見の記述で「消防隊が到着するまでは使用してもよいが、その後消防隊専用とすること」とあるが、基本的に非常用エレベーターを自衛消防隊等が避難に活用することは許容されるのか、消防機関の考え方を伺いたい。
- ◆ 各消防機関でどのように扱っているのかを、統一的な見解ではなく、それぞれの意見としてまとめている。原則としては、消防隊の円滑な活動のためにあるもので、それが阻害されるようなことはあってはならないが、消防隊が到着するまでの間の活用がどこまで許容できるかというのは、現場の指揮隊の判断によるところが大きいと思う。
- 非常用エレベーターの避難活用は非常に大事だと考えており、個人的には有効に活用する方向性に賛成だが、この部分が誤解を生む恐れもある。ここで立場を表明するのかわしないのか、両論併記するのかを明確にして欲しい。
- ◆ 誤解のないよう、表現を考える。

- ◆ 各委員の提言を反映したものを事務局で作成し、最終的な確認は委員長一任とさせていただいてよいか諮りたい。
～ 一同賛成 ～
- 本日の検討内容については、3月6日に開催する「第4回予防行政のあり方に関する検討会」に報告させていただきたい。

以上